

『在宅高齢者介護手当』の概要について

1 目的

在宅のねたきり高齢者及び認知症高齢者の介護者に対して、介護手当を支給することにより、当該高齢者及びその介護者の精神的、経済的負担を軽減し、もって在宅福祉の向上に資することを目的とします。

2 支給対象者の要件

市内に住所を有する在宅でねたきり高齢者及び認知症高齢者を主となって介護されておられ、当該高齢者を介護することにより、姫路市重度心身障害者介護手当の支給を受けておられない方。

3 介護対象高齢者の要件

(1) ねたきり高齢者

居宅において6ヶ月以上常に臥床の状態にあり、日常生活において常時介護が必要な満65歳以上の方。(以上の条件を満たした上で、介護保険の要介護3~5の認定が必要)

(2) 認知症高齢者

居宅において問題行動を伴う認知症の状態にあり、日常生活において常時介護が必要な満65歳以上の方。(以上の条件を満たした上で、介護保険の要介護3~5の認定が必要)

※介護保険サービスの利用状況によっては対象とならない場合があります。

4 介護手当の額

月額 10,500円

5 支給時期及び支給方法

手当は申請を受け付けた翌月分から、2月、5月、8月、11月の4期に分け、それぞれ前月までの分を介護者の指定口座に振り込みます。

6 介護手当受給資格の消滅

次の各号に該当することが明らかとなった場合は、介護手当の受給資格がなくなりますので、姫路市役所高齢者支援課まで必ず連絡してください。

(1) 介護の対象となる高齢者が、姫路市から転出されたとき。

(2) 介護の対象となる高齢者が、老人ホーム等の施設に入所されたとき。

(3) 介護の対象となる高齢者が、病院、診療所又は老人保健施設に継続して3ヶ月を超えて入院又は入所されたとき。

(4) 介護の対象となる高齢者が、常時介護を要する状態(ねたきり等の状態)でなくなったとき。

(5) 介護の対象となる高齢者の要介護認定が、非該当、要支援1・2、要介護1・2と判定されたとき。

(6) 介護手当受給者が、介護の対象となる高齢者を介護できなくなったとき。

(7) 介護手当受給者が、当該高齢者を介護することにより姫路市重度身体障害者(児)介護手当の受給者となられたとき。

7 介護手当受給資格の有効期限

介護手当受給資格の有効期限は、1月から6月までに申請があった場合はその年の7月末日まで、7月から12月までに申請があった場合は、翌年の7月末日までとなります。ただし、受給資格の消滅事由に該当することが明らかとなったときは、その時点で受給資格はなくなります。

8 介護手当受給資格の更新手続

介護手当受給資格を有する方で、引続き介護手当の支給を希望される方は、毎年7月1日から7月31日までの間に「在宅高齢者介護手当更新申請書」を市役所高齢者支援課へ提出していただくこととなります。(7月に申請書を送付いたします。)

介護手当の対象となる状態

下記の条件が、すべてそろっている必要があります。

身体の状態

- ① 6ヶ月以上ねたきりで
常時介護の必要な状態
又は
- ② 認知症の方で問題行動があり
常時介護の必要な状態

+

介護の状態

在宅において
常時介護されている状態である
(複数名での介護や一部ヘルパー利用は可)

+

要介護認定

介護保険の要介護認定において、
要介護3~5の判定を受けている

※ 介護保険サービスの利用状況によっては対象とならない場合があります。

※ 要介護認定が要介護3以上でも実際の身体状況がねたきり等の状態でないと対象となりません。

※ 複数で介護している場合は、主な介護者が申請者となります。

問い合わせ先 姫路市役所 高齢者支援課 電話 079-221-2316